(4) イモゾウムシ・アリモドキゾウムシ等発生地域

(ア) 植物防疫法第16条の2 (植物等の移動の制限)に係る移動制限地域及び植物 (植物防疫法施行規則別表三抜粋、第35条の2、第35の4関係)

地 域	植物	備考(まん延防止を必
_		要とする有害動物)
北緯三十度以南の南西諸島(大	さつまいも属植物の生茎葉	サツマイモノメイガ
東諸島を含む。)	及び生塊根等の地下部(さ	
	つまいもの生塊根であって	
	第三十五条の五第一項の消	
	毒の確認を受けたものを除	
	⟨。)	

(植物防疫法施行規則別表四抜粋、第35条の2、第35の5関係)

地 域	植物	備考(まん延防止を必
		要とする有害動物)
三.		
北緯二十八度四十分以南の南西	さつまいもの生塊根	イモゾウムシ
諸島 (大東諸島を含む。)、小笠		
原諸島		
四.		
北緯三十度以南の南西諸島(大	さつまいもの生塊根	アリモドキゾウムシ
東諸島を含み、久米島、奥武島		
(沖縄県島尻郡久米島町)及び		
オーハ島を除く。)、小笠原諸島		
五.		
北緯三十度以南の南西諸島(大	さつまいもの生塊根	サツマイモノメイガ
東諸島を含む。)		

注:北緯28度40分以南は奄美大島以南に相当 北緯30度以南はトカラ列島以南に相当

(イ) 移動制限地域内の移動制限植物について消毒したと認める基準 (植物防疫法施行規則別表 5 抜粋、第35条の 6 関係)

	消毒の方法			
植物	方 法	消毒基準温度	消毒時間	備 考
さつまい	蒸熱処理	47~48度	3 時間10分	8 さつまいもの生塊根の蒸熱処
もの生塊				理は、湿度95パーセント以上の
根				蒸熱処理庫内において、当該蒸
				熱処理庫内の温度を4時間で31
				度から41度まで一定の上昇率で
				上げてから行う。
				9 消毒基準温度は、くん蒸にあ
				つてはくん蒸庫内の温度とし、
				蒸熱処理にあつては生果実又は
				生塊根の中心の温度とする。

(ウ) 植物防疫法第16条の3 (植物等の移動の禁止)に係る移動禁止地域及び植物 (植物防疫法施行規則別表六抜粋、第35条の7関係))

地域	植物	備考(まん延防止を必
		要とする有害動物)
北緯二十八度四十分以南の南西	さつまいも属植物、あさが	イモゾウムシ
諸島(大東諸島を含む。)、小笠	お属植物及びひるがお属植	
原諸島	物の生茎葉及び生塊根等の	
	地下部(さつまいもの生塊	
	根を除く。)	
四.		
北緯三十度以南の南西諸島(大	おおばはまあさがお、あさ	アリモドキゾウムシ
東諸島を含み、津堅島、久米島、	がお属植物、さつまいも属	
奥武島 (沖縄県島尻郡久米島町)	植物及びひるがお属植物の	
及びオーハ島を除く。)、小笠原	生茎葉及び生塊根等の地下	
諸島	部(さつまいもの生塊根を	
	除く。)	